

アルコール健康障害対策に関連する施策の取組概要(第2期計画)

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。 ○アルコール健康障害を有する者とその家族等を支援します。 ○アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。
------	---

重点課題1	飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防
-------	---------------------------------------

目標項目	計画策定時	現状値	目標値(令和8年度)
毎日飲酒する人の割合	15.8%(平成28年度)	15.8%(平成28年度)	13.3%
飲酒習慣のある未成年の割合	4.2%(平成28年度)	4.2%(平成28年度)	0%
飲酒する妊婦の割合	0.7%(令和元年度)	0.6%(令和2年度)	0%

具体的な取組内容		令和4年度の取組計画・取組概要	部局名	課名
具体的内容 ①	教育・啓発			
○小、中、高等学校において、学習指導要領に基づき、児童生徒がアルコールの心身に及ぼす影響等を正しく理解するとともに、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を身につける教育を充実させます。	○各学校においては、学習指導要領に基づき、引き続き、児童生徒がアルコールの心身に及ぼす影響などを正しく理解し、生涯を通じて自らの健康を適切に管理、改善していく資質や能力を身につける教育を実施していきます。	教育委員会	保健体育課	
○大学等関係機関と連携し、大学生への啓発に努めます。	○学園祭開催時に啓発ブースを設けるなどし、アルコール問題の普及啓発活動を行います。 <u>○大学生を含め一般県民への啓発物作成を検討します。</u>	医療保健部／ 環境生活部	健康推進課／ くらし・交通安全課	
○官公庁、企業、産業医等と連携し、従業員等への啓発に努めます。	○三重県総務部福利厚生課において、県職員に対し以下の取組を行います。 ①アルコール専門医によるアルコール専門相談を希望者に実施 ②健康診断時の問診で、「毎日3合以上飲酒している」と回答した職員に対しては、アルコール健康障害予防についてのパンフレット配布及び専門相談の周知 ③健康診断結果でアルコール健康障害が疑われる職員に対しては、健康管理医による個別保健指導を実施 ④新規採用職員に対しての健康教育、アルコールパッチテストの実施 ⑤「ここからルーム通信」を活用したアルコール健康障害予防に関する啓発 <u>⑥飲酒習慣スクリーニングテストについて職員の掲示板へ掲載</u>	医療保健部	健康推進課	
○啓発リーフレット等を活用し、医療機関等での患者に対する啓発に努めます。	○啓発リーフレットを精神科病院等に配架を依頼し啓発します。	医療保健部	健康推進課	
○自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムが確実に履行されるように指導します。	○自動車教習所で運転免許を取得しようとする者及び運転免許取得者等に対して行われる教育において、飲酒運転防止に係るカリキュラムが履行されるよう、引き続き指導していきます。	三重県警察本部	運転免許試験課	
○自助グループの活動と連携し、県民への啓発を行います。	○公益社団法人三重断酒新生会等と連携し、「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日」等に啓発活動を行います。	医療保健部／ 環境生活部	健康推進課／ くらし・交通安全課	

<p>○ アルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日から16日まで）等に、県民への啓発活動を行います。</p>	<p>○アルコール関連問題啓発フォーラムを開催し、県民への啓発を行います。 ○健康推進課のホームページへの掲載やツイッターに投稿し啓発します。 ○国の作成したポスターを治療拠点機関、専門医療機関、市町、保健所等へ掲示を依頼し啓発します。 ○「20歳未満の者の飲酒防止強調月間」（4月）に、国税庁が配布する啓発ポスターを県庁、市町、保健所等において掲示します。</p>	<p>医療保健部</p>	<p>健康推進課</p>
<p>○ 県のホームページ等で、アルコール関連問題に対する取組や施策等を掲載し、広く啓発します。</p>	<p>○三重県のホームページ（健康推進課、こころの健康センター等）において、最新の取組や相談窓口等の情報を掲載します。 ○アルコール関連問題啓発週間において、ポスター展示や関係資料の配架を行うとともに、健康推進課のツイッターに投稿して啓発します。</p>	<p>医療保健部</p>	<p>こころの健康センター</p>
<p>○ 治療拠点機関において、アルコール依存症に関して情報発信を行います。</p>	<p>○治療拠点機関において、県民向けの情報発信を企画し実施します。</p>	<p>医療保健部</p>	<p>健康推進課</p>
<p>具体的内容 ②</p>	<p>不適切な飲酒の防止</p>		
<p>○20歳未満の者による飲酒行為について、街頭補導を強化し、必要な注意、助言等を行います。</p>	<p>○関係機関・団体・少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を強化し、酒類を飲用する等の不良行為少年の早期発見、助言・指導等を実施します。</p>	<p>警察本部</p>	<p>少年課</p>
<p>○ 関係団体が開催する20歳未満の者の飲酒防止キャンペーン等への参加、非行防止教室の開催等を通じて、20歳未満の者の飲酒防止の広報啓発活動を推進します。</p>	<p>○酒類に係る関係機関・団体等が参加する「20歳未満飲酒防止強調月間」（4月）に協力し、啓発ポスターの掲示を行います。 ○小・中学生、高校生を対象とした非行防止教室を開催し、飲酒禁止を含めた規範意識の向上を図っていきます。</p>	<p>警察本部</p>	<p>少年課</p>
<p>○ 酒類販売業者、酒類提供者及び関係業界に対し、年齢確認の徹底、従業員研修等の実施、店内における啓発活動の促進、酒類自動販売機の適切な管理等を要請します。また、悪質な業者等に対する取締りを強化します。</p>	<p>○大型店舗、コンビニエンスストア、カラオケボックス、インターネットカフェ等酒類取扱営業所に対し、酒類販売時の年齢確認の徹底、自動販売機の適正管理等の指導・要請を実施していきます。</p>	<p>警察本部</p>	<p>少年課</p>
<p>○ 風俗営業管理者等に対する管理者講習を通じて、20歳未満の者への酒類提供の禁止について周知徹底します。また、風俗営業所への立入り等を通じて、営業所での20歳未満の者への酒類提供について指導、監督を行います。</p>	<p>○接待飲食等営業を営む風俗営業管理者に対する管理者講習を通じて、改正民法による成年年齢引き下げを踏まえた、20歳未満の者への酒類提供の禁止について周知します。また、風俗営業所への立入り等を通じて、営業所での20歳未満の者への酒類提供の禁止について指導を行います。</p>	<p>警察本部</p>	<p>生活安全企画課</p>
<p>○ 妊婦の飲酒について、市町や産婦人科が連携し、「妊娠届出時アンケート」や「妊婦健診票」を活用して、飲酒の有無を把握するとともに、適切な保健指導ができるよう、協力・支援します。</p>	<p>○市町が医療機関等と連携しながら「妊娠届出時アンケート」や「妊婦健診結果票」を通じて、妊婦の飲酒の有無を確認し、飲酒が胎児や母体に与える影響等正しい知識の普及や保健指導を推進できるよう協力・支援します。また、県内の妊婦の飲酒状況等を市町に情報還元します。 さらに、学生や若手従業員を対象に妊娠中の飲酒の胎児への影響等について、講演会の開催を通じて、啓発を行います。</p>	<p>子ども・福祉部</p>	<p>子育て支援課</p>

アルコール健康障害対策に関連する施策の取組概要(第2期計画)

基本理念	○アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。 ○アルコール健康障害を有する者とその家族等を支援します。 ○アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。
------	---

重点課題2	アルコール健康障害の早期発見・早期介入
-------	---------------------

目標項目	計画策定時	現状値	目標値(令和8年度)
アルコール依存症治療について、地域の精神科、内科、一般救急とアルコール依存症の専門医療機関等との連携体制が構築されている障害保健福祉圏域数	1か所(令和2年度)	1か所(令和3年度)	3か所
三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例による違反者の受診率	51.2%(令和2年度)	55.4%(令和3年度)	50%以上

具体的な取組内容		令和4年度の取組計画・取組概要		部局名	課名
具体的内容 ①	早期発見・早期介入のための関係機関の連携				
	○こころの健康センターは、依存症問題を抱えた当事者等を地域のネットワークで支えられるよう、幅広い関係機関が情報交換、情報共有、連携を図るための依存症ネットワーク会議を開催します。	○各圏域における依存症ネットワーク会議において、依存症の基礎知識や支援の在り方、法整備の状況等をふまえたうえで、地域の実情に応じた連携体制について、幅広い関係機関で協議します。		医療保健部	健康推進課/ こころの健康センター
	○各障害保健福祉圏域において、アルコール依存症当事者等への危機介入や治療につなげるための保健所、市町、医療機関、警察、消防など関係機関の連携体制を構築します。	○依存症問題を抱えた当事者等を地域のネットワークで支えられるよう、幅広い関係機関が情報交換、情報共有、連携を図るための依存症ネットワーク会議を開催します。		医療保健部	健康推進課/ こころの健康センター
具体的内容 ②	一般医療機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携				
	○アルコール依存症治療について、各障害保健福祉圏域において、地域の精神科や内科、一般救急と専門医療機関等が連携して対応できるよう、「アルコール救急多機関連携マニュアル」の活用や事例検討等により、医師等の職能団体や警察、消防等の関係機関とともに医療連携体制の構築を推進します。	○こころの健康センターが各障害保健福祉圏域で開催している依存症ネットワーク会議を通じて、各関係機関の連携を深めます。 ○四日市圏域の取組を他圏域に紹介することで、連携の取組を他圏域にも広げます。 ○四日市圏域での連携モデル以外にも各圏域での特徴を活かした連携を進めます。		医療保健部	健康推進課
	○アルコール健康障害の早期発見や早期介入、切れ目のない治療・回復支援を実現するため、一般医療機関等と専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制の構築を推進します。	○「アルコール救急多機関連携マニュアル」を県のホームページにて掲載します。また、一般医療機関に対し会議等において冊子を配布します。 <u>○多機関多職種が連携した研修会の開催を支援します。</u>		医療保健部	健康推進課
	○関係機関の連携体制を構築するため、医師、看護師、精神保健福祉士や社会福祉士等のソーシャルワーカー、栄養士、薬剤師、臨床心理士、作業療法士、保健師等が参加する多機関多職種の連携した研修の開催等を支援します。	<u>○多機関多職種が連携した研修会の開催を支援します。</u>		医療保健部	健康推進課
具体的内容 ③	相談・支援機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携				
	○こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」を活用することなどにより、アルコール依存症が疑われる者等について、関係機関から専門的に治療を行う医療機関や自助グループへの紹介が円滑に行えるように情報提供します。	○三重県内の精神保健・医療・福祉に関する社会資源情報を幅広く掲載した「こころのケアガイドブック」を更新し、ホームページ上で情報公開します。		医療保健部	こころの健康センター

<p>○こころの健康センターにおける依存症専門相談や保健所における精神保健福祉相談において、アルコール依存症が疑われる者等に対して適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど、適切な支援を行います。</p>	<p>○こころの健康センターの依存症専門相談や保健所の精神保健福祉相談において、必要に応じてアルコール依存症専門医療機関や自助グループへの紹介を行います。</p>	<p>医療保健部</p>	<p>健康推進課</p>
<p>○医療保険者による特定健診・特定保健指導を実施する医師・保健師等に対して、アルコール健康障害に関する内容を盛り込んだ特定保健指導実践者研修等を実施します。</p>	<p>○特定健診・特定保健指導実施者研修会を開催し、アルコール健康障害に関する講義を実施します。</p>	<p>医療保健部</p>	<p>健康推進課</p>
<p>○アルコール依存症が疑われる従業員等への対応について、企業等の産業保健スタッフが専門的に治療を行う医療機関等と連携が図れるよう支援します。</p>	<p>○企業等が参加する会議等を活用し、アルコール依存症の専門医療機関や相談窓口を周知するなど連携を図ります。</p>	<p>医療保健部</p>	<p>健康推進課</p>

具体的内容 ④	三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に基づく施策と連携した早期発見・早期介入		
○三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に基づき、飲酒運転違反者に対して、受診義務を課した通知を発送し、受診した旨の報告を求めます。また、通知発送後60日を経過しても受診した旨の報告が無い飲酒運転違反者に対しては、受診勧告を行うとともに、受診勧告から40日を経過しても報告の無い場合には再勧告を行います。	○再発防止のため、引き続き、すべての飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する受診義務通知を発送するとともに、受診報告期限(通知後60日)内に報告のない者に対しては受診勧告を、受診勧告の書面を交付してから40日を経過しても受診報告がない者には再勧告を行い、受診の促進を図ります。	環境生活部	くらし・交通安全課
○三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に基づき、飲酒運転違反者への受診義務の通知にあたって、飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係について掲載したパンフレットを同封し、情報提供を行います。	○飲酒運転違反者への受診義務の通知にあたり、引き続き、飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係について掲載したパンフレットを同封し、情報提供を行います。	環境生活部	くらし・交通安全課
○「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を県庁に設置し、飲酒運転を行うおそれのある者や家族等からの相談に応じるとともに、アルコール関連問題について、必要な情報提供を積極的に行います。	○引き続き、「飲酒運転防止(飲酒運転とアルコール問題)相談窓口」における相談体制の整備に努めるとともに、飲酒運転を行うおそれのある者やその家族等に対しアルコール関連問題の解決に向けた必要な情報提供を、飲酒運転違反者に対しては、アルコール依存症に関する受診の必要性の説明を行います。 また、事業者、関係団体等に対しても、要請に応じてアルコール問題の普及啓発活動を実施するほか、飲酒運転の根絶に向けた必要な情報提供を行います。	環境生活部	くらし・交通安全課
○飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、アルコール・スクリーニングテストを実施し、アルコール依存症のおそれがある場合には、医療機関への受診を促します。	○アルコール・スクリーニングテストの実施結果により、アルコール依存症者や多量飲酒者を把握した際は、受講者に医療機関への受診を促します。	三重県警察本部	運転免許管理課
○飲酒運転により、運転免許の停止処分を受けた者に対し、運転免許証返還時に医療機関への受診を促します。	○アルコール依存症者の早期発見のため、飲酒運転により運転免許の行政処分を受けた者に対して、運転免許証返還時等の機会において相談窓口への案内や医療機関の受診を促します。	三重県警察本部	運転免許試験課
具体的内容 ⑤	DV対応、児童虐待対応、自殺対策等との連携		
○DV相談の対応窓口である女性相談所、各市町女性相談窓口等とアルコール依存症の専門医療機関等との連携を図ります。	○配布した啓発リーフレットを引き続き活用していただくよう促します。 ○ネットワーク会議等において、地域の専門機関等の関係機関と情報共有し連携を図ります。	医療保健部	健康推進課
○児童虐待の相談対応窓口である児童相談所、各市町家庭児童支援室等とアルコール依存症の専門医療機関等との連携を図ります。	○配布した啓発リーフレットを引き続き活用していただくよう促します。 ○ネットワーク会議等において、地域の専門機関等の関係機関と情報共有し連携を図ります。	医療保健部	健康推進課
○自殺予防の相談窓口である自殺対策情報センター(こころの健康センター)の自殺予防・自死遺族電話相談、面接相談において、アルコール依存症が関連している者については、アルコール依存症の専門医療機関等を紹介します。	○自殺予防の相談窓口である自殺対策推進センター(こころの健康センター)の自殺予防・自死遺族電話相談、面接相談において、アルコール依存症関連の相談については、相談者の悩みや抱えている課題を傾聴し、必要に応じて助言指導及びアルコール依存症の専門医療機関を含めた関係機関との連携を図り支援しています。	医療保健部	健康推進課
○保健所や市町、相談支援機関等を対象に、アルコール問題を含む自殺に関する研修等を開催することで、連携を図ります。	○こころの健康センターや健康推進課で実施する自殺未遂支援者研修会等を継続して開催するほか、保健所・市町担当者会議等あらゆる機会において、アルコール依存症や自殺に関する講習や情報提供を行います。	医療保健部	健康推進課
○福祉事務所生活保護担当課、生活困窮者自立支援相談窓口、地域包括支援センター等の相談機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携を図ります。	○引き続き、依存症に関する講演会に福祉事務所や地域包括支援センター等の参加を促します。また、高齢者のアルコール依存症問題がクローズアップされていることから、他の連携手法についても検討します。	医療保健部	健康推進課
○酩酊者や泥酔者を保護した場合等において、アルコール依存症又はその疑いがあると認められる者については、保健所長に通報・連絡するなどして、その後の対応につなげます。	○酩酊者規制法第7条に基づく保健所長への通報要領等について、警察署に対する指導を行うとともに、アルコール依存症又はその疑いがあると認められる酩酊者や泥酔者を保護した場合は、適切に保健所長への通報・連絡を行います。	警察本部	生活安全企画課

アルコール健康障害対策に関連する施策の取組概要(第2期計画)

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。 ○アルコール健康障害を有する者とその家族等を支援します。 ○アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。
------	---

重点課題3	アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の充実
-------	-------------------------------

目標項目	計画策定時	現状値	目標値(令和8年度)
国等が実施する研修及びその伝達研修への参加者数	-	-	45名(累計)

具体的な取組内容		令和4年度の取組計画・取組概要		部局名	課名
具体的内容 ①	地域における相談支援体制の構築と充実				
	○こころの健康センターにおいて、県全域のアルコール関連問題相談拠点として、アルコール依存症当事者及びその家族等を対象に専門電話相談、専門面接相談、医師相談を実施するとともに、必要に応じ、相談者が専門的に治療を行う医療機関や自助グループにつながるための支援を行います。また、アルコール依存症当事者への関わり方を支援します。	○こころの健康センターをアルコール健康障害の三重県全体の核となる相談拠点として、県民に周知を図ります。 ○こころの健康センターにおいて、依存症問題に関する専門性を備えた医師及び相談員を配置し、関係機関と連携しながら、専門電話相談、専門面接相談、医師相談による相談支援を実施します。 ○依存症問題を抱えた家族を対象として、CRAFTプログラムを用いて家族教室を実施します。		医療保健部	こころの健康センター
	○保健所において、地域のアルコール関連問題相談拠点として、市町保健・福祉課担当課、保健センター等と連携しながら、アルコール関連問題に関する相談を実施します。	○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることで、地域の相談拠点である保健所がより住民に身近な市町と連携して相談支援を行う体制を構築します。		医療保健部	健康推進課
	○こころの健康センターにおいて、アルコール依存症当事者及びその家族等を支援する地域の保健所、医療機関、相談支援事業所、警察、保護司、自助グループ等が情報共有、連携を図ることを目的として、依存症ネットワーク会議を開催します。	○依存症問題を抱えた当事者等を地域のネットワークで支えられるよう、幅広い関係機関が情報交換、情報共有、連携を図るための依存症ネットワーク会議を開催します。		医療保健部	こころの健康センター
	○アルコール関連問題に関する相談窓口について、こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」や県のホームページ等で県民への周知を図ります。	○三重県内の精神保健・医療・福祉に関する社会資源情報を幅広く掲載した「こころのケアガイドブック」を更新し、ホームページ上で公開します。		医療保健部	こころの健康センター
	○こころの健康センターにおいて、相談支援従事者の人材養成研修を実施します。	○精神保健福祉分野の業務に携わっている初任者を対象とし、支援に必要な基礎知識を習得し、理解を深め、対人援助のスキルを高めることを目的とした「精神保健福祉基礎研修会(知識編・技術編)」を開催します。 ○精神保健福祉分野の業務に携わっている現任者を対象とし、地域で生活する当事者や家族の支援を行う上で必要な知識や技術を習得し、実践に役立てることを目的とした「精神保健福祉専門研修会」を開催します。		医療保健部	こころの健康センター
	○アルコール依存症当事者の社会復帰について、相談拠点、医療機関、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、自助グループ等の関係機関が連携して支援できる体制づくりを進めます。	○こころの健康センター主催の依存症ネットワーク会議において、関係機関の連携を深めます。		医療保健部	健康推進課
	○アルコール依存症にかかる専門性向上のため、国等が実施する研修に保健所職員等を派遣し、その内容を伝達するなど、支援力の向上を図ります。	○久里浜医療センターが実施する研修に保健所等相談担当者の受講を促します。また、受講後は保健所担当者会議において、復命研修を行うことで県内相談担当者全体の支援力向上を図ります。		医療保健部	健康推進課

具体的内容 ②	民間団体の活動と連携した相談支援		
○アルコール依存症当事者への相談支援や社会復帰において重要な役割を果たしている自助グループへの支援を行います。	○アルコール依存症当事者のリカバリーに重要な役割を果たしている自助グループが、持続的に運営できるよう、様々なアドバイスを行うとともに、自助グループの強みを活かしたアルコール健康障害対策の手法を検討します。	医療保健部	健康推進課
○こころの健康センターが開催する依存症ネットワーク会議や依存症研修会等の機会を活用し、自助グループの役割を啓発します。	○こころの健康センターの依存症専門相談や保健所の精神保健福祉相談において、必要に応じてアルコール依存症専門医療機関や自助グループへの紹介を行います。	医療保健部	健康推進課
○こころの健康センター及び保健所等が行う相談支援について、自助グループとの連携を強化し、アルコール依存症当事者やその家族が自助グループにつながりやすい仕組みづくりを行います。	○こころの健康センターの依存症専門相談や保健所の精神保健福祉相談において、必要に応じてアルコール依存症専門医療機関や自助グループへの紹介を行います。	医療保健部	健康推進課
○アルコール依存症の専門医療機関等と自助グループとの連携（SBIRTS）の強化を支援し、アルコール依存症当事者が医療機関から自助グループにつながりやすい仕組みづくりを行います。	○依存症にかかる患者受診後支援事業を依存症治療拠点機関に委託して実施します。本事業によりSBIRTSという手法を取り入れ、依存症患者が治療中断とならないために専門医療機関と自助グループの連携の取組を推進します。	医療保健部	健康推進課
○アルコール健康障害に関する相談及び自助グループの活動等について、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を把握するとともに必要な支援を行います。	○アルコール関連問題啓発フォーラムについて、感染症の影響を考慮しオンラインでも開催できるよう支援を行います。	医療保健部	健康推進課

アルコール健康障害対策に関連する施策の取組概要(第2期計画)

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。 ○アルコール健康障害を有する者とその家族等を支援します。 ○アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。
------	---

重点課題4	アルコール依存症の治療体制の充実
-------	------------------

目標項目	計画策定時	現状値	目標値(令和8年度)
治療拠点機関による他の医療機関等を対象とした研修への参加機関数	—	-	50機関
三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に基づく指定医療機関数	33か所 (令和3年度)	33か所 (令和3年度)	40か所

具体的な取組内容		令和4年度の取組計画・取組概要	部局名	課名
具体的内容 ①	アルコール依存症の治療体制の充実			
	○アルコール依存症当事者等が必要な治療を受けられるよう、三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に基づく指定医療機関を増やすため、医師研修を実施します。	○三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例にかかる指定医療機関研修を三重県医師会に委託して開催することで、指定医療機関の拡大を図ります。	医療保健部	健康推進課
	○アルコール依存症当事者等が状況に応じて必要な治療を受けられるよう、治療拠点機関及び専門医療機関やアルコール依存症の治療に対応できる医療機関のネットワークの構築を図ります。	○こころの健康センターが各障害保健福祉圏域で開催している依存症ネットワーク会議を通じて、各関係機関の連携を深めます。 ○四日市圏域の取組を他圏域に紹介することで、連携の取組を他圏域にも広げます。 ○四日市圏域での連携モデル以外にも各圏域での特徴を活かした連携を進めます。	医療保健部	健康推進課
	○アルコール依存症の専門医療機関等について、こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」や県のホームページ等で県民への周知を図ります。	○アルコール依存症の専門医療機関や相談窓口について、県のホームページ等で県民への周知を図ります。 ○三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に基づく指定医療機関について、ホームページで周知を図ります。	医療保健部	健康推進課/ くらし・交通安全課
	○治療拠点機関と専門医療機関の連携会議等を実施し、さらなる治療体制の充実を図ります。	<u>○治療拠点機関による他の医療機関を対象とした研修を実施します。</u>	医療保健部	健康推進課

アルコール健康障害対策に関連する施策の取組概要(第2期計画)

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。 ○アルコール健康障害を有する者とその家族等を支援します。 ○アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。
------	---

重点課題5	アルコール関連問題に対応できる人材の育成
-------	----------------------

具体的な取組内容	令和4年度の取組計画・取組概要	部局名	課名
具体的内容 ① アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に対応できる人材の育成			
○ 治療拠点機関による他の医療機関等を対象とした研修を実施します。	<u>○治療拠点機関による他の医療機関を対象とした研修を実施します。</u>	医療保健部	健康推進課
○ 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関に対して、アルコール依存症にかかる診断技術の向上やアルコール依存症を専門的に治療する医療機関との連携強化を目的とした研修会を開催します。	○三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例にかかる指定医療機関研修を三重県医師会に委託して開催することで、指定医療機関の拡大を諮るとともに、アルコール依存症に対応できる医療機関を整備します。また、指定医療機関連絡会を開催することで連携強化を図ります。	医療保健部	健康推進課
○ アルコール健康障害に対応できる各専門分野の医師等を増やす方策を関係機関等と検討し、人材育成を推進します。	<u>○治療拠点機関による他の医療機関を対象とした研修を実施します。</u> ○国の実施する研修を精神科病院等へ案内し受講を促します。	医療保健部	健康推進課
○ 救急医療や一般医療に携わる医師等に、「アルコール救急多機関連携マニュアル」等を配布し、活用を図ることにより、アルコール依存症の専門医療機関以外の機関に理解を深める取組を行います。	○連携ネットワークを構築する中で、「アルコール多機関連携マニュアル」の配布、活用を進めます。	医療保健部	健康推進課
○ 依存症問題に関する支援力の向上を目的として、保健所や市町保健・福祉担当課等のアルコール依存症当事者及びその家族等の相談に応じる機関や児童相談所、福祉事務所生活保護担当課、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなど、アルコール関連問題に対応している様々な関係機関を対象に研修を行います。	○引き続き、依存症に関する講演会に福祉事務所や地域包括支援センター等の参加を促します。また、特に高齢者のアルコール依存症問題がクローズアップされていることから、他の連携手法についても検討します。	医療保健部	健康推進課

アルコール健康障害対策に関連する施策の取組概要(第2期計画)

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。 ○アルコール健康障害を有する者とその家族等を支援します。 ○アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。
------	---

重点課題6	アルコール関連問題に関する調査研究の推進
-------	----------------------

具体的な取組内容		令和4年度の取組計画・取組概要	部局名	課名
具体的内容 ①	アルコール関連問題に関する調査研究の推進			
○国における調査研究や先進事例等の情報提供を受け、アルコール関連問題の実態把握や取組の改善に努めます。	○引き続き、国等が公表した資料を受け、アルコール関連問題の実態把握や取組の改善に努めます。	医療保健部	健康推進課	
○医療機関等の関係機関と連携・協力しながら、本県のアルコール健康障害対策の充実に資する実態把握や調査研究の取組の推進を図ります。	○三重県のアルコール健康障害の実態について、把握する手法を検討します。	医療保健部	健康推進課	